

中野区知的障害者生活寮の事業実施について

中野区知的障害者生活寮（以下「生活寮」という。）は、中野区知的障害者生活寮条例に基づき、やまと荘及びやよい荘において生活寮事業及び在宅障害者（児）緊急一時保護事業（以下、「緊急一時保護事業」という。）を実施してきた。

平成31年4月からやまと荘の生活寮事業については、社会福祉法人に委託し実施している。やまと荘の緊急一時保護事業、やよい荘の生活寮事業及び緊急一時保護事業は休止している。

今後の生活寮の事業運営について次のとおりとする。

1 今後の事業委託について

休止中の事業の再開をめざして、以下のとおり事業者の応募資格要件の変更等を行い、公募する。

（1）事業の委託の方法

やまと荘の緊急一時保護事業、やよい荘の生活寮事業及び緊急一時保護事業を、それぞれ企画提案公募型事業者選定方式により受託事業者を公募する。やよい荘における生活寮事業は体験型として利用期間を1年以内とする。

（2）応募資格要件の変更

- ① これまで社会福祉法人または特定非営利活動法人を要件としていたが、法人格を有する団体とする。
- ② 東京都及び隣接県（神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県）において1年以上の実績を必要としていたが、対象地域を限定しないこととする。
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する共同生活援助または短期入所を1年以上実施していることを要件としていたが、障害者総合支援法に規定する居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、共同生活援助、短期入所、施設入所支援、または児童福祉法に規定する児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援を1年以上実施していることを要件とする。

2 今後のスケジュール(予定)

令和元年	8月～9月	関係団体意見聴取、企画提案公募型事業者選定における実施要領決定
	10月	実施要領の公表 募集開始
	12月	企画提案公募型事業者選定方式による事業者選定の実施 事業者決定 区民等へ周知
令和2年	4月	事業再開